

令和5年度 第7回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年9月

魚沼市農業委員会

## 令和5年度第7回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 16名 定員 19名  
欠席 3名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
	○	8	星 野 幸夫	
○		9	佐藤 洋一	
	○	10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
○		12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
○		15	櫻井 信夫	
○		16	佐藤 陽二	
	○	17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤 勝浩	
○		森山 玲子	
○		桑原 剛史	

## 令和5年度 第7回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和5年9月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 9 時 30 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  <u>7 番 星 仁右エ門 委員</u>  <u>9 番 佐藤 洋一 委員</u>
3	報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 魚沼市農地利用最適化推進委員の委嘱について
5		その他
		閉会宣言 10 時 00 分

# 令和5年度 第7回魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年度第7回魚沼市農業委員会総会は、令和5年9月26日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号8番星野幸夫委員、議席番号10番浅井典裕委員、議席番号17番瀧澤悟委員の3名です。出席者数16名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和5年度第7回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は9時30分）

上村会長  
（挨拶）

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では特に報告するようなことはありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会としては下限面積撤廃による農地の移動が1件、農地の貸借の関係で情報共有したいということで総会終了後、残ってもらいたいと思います。そう時間はかかりません。よろしく申し上げます。以上です。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会は特に報告するような活動はございません。

議 長（上村会長）  
第4地区部会部会長は欠席です。

広報部会会長（阿達正委員）  
10月に出す農業だよりの編集等をやっております。あと、色々な人から原稿を快く書いていただきありがとうございました。今度1月にもまた出しますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。以上です。

議 長（上村会長）  
それでは、報告事項それぞれ終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。  
（特になし）  
特にないようですので、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）  
日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。  
「異議なし」の声あり。  
それでは、議長から指名をさせていただきます。議席番号7番星仁右エ門委員及び議席番号9番佐藤洋一委員の両名を指名いたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）  
続いて、日程第3報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（森山係長）  
議案書の3ページをご覧ください。  
日程第3報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は23件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸付されている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。整理番号15番・20番は相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議 長（上村会長）  
報告第1号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特になさいますので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりといたします

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の5ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件です。

整理番号1 申請地       \*\*\*\*\* 田ほか2筆 合計 1,045 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外在住であり、耕作できないため、また、申請地は譲受人の息子夫婦の自宅に隣接しており、農作業終了後の降雪期には息子夫婦の雪捨て場として利用するため、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数が十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地       \*\*\*\*\* 畑 165 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、以前より申請地の保全管理をしていた譲受人と、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番・2番につきまして、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号1番ですが、9月21日・22日に、\*\*さんと電話で確認し、その後、現地確認を行っております。事務局の説明どおり特段問題ありません。以上です。

佐藤洋一委員

整理番号2番ですが、事務局から説明があったとおりで、9月21日に現地を佐藤秀雄推進委員と確認して、本人と話をしております。事務局の説明のとおり、譲受人の畑と隣接しておりますし、効率的な耕作が可能と思われま

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決につきましては、権利の種類ごとに行います。

それでは議案第1号、所有権移転売買に関する整理番号1番・2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可いたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の7ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	251 m <sup>2</sup>
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	建売住宅2階建て1棟		
	転用目的	建売住宅建築用敷地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため		
		申請地は**地内の農地です。譲受人は住宅建築会社であり、申請地を取得し、建売住宅を建築するため申請があったものです。		

整理番号2	申請地	*****	畑	121 m <sup>2</sup>
-------	-----	-------	---	--------------------

農地区分 第3種農地  
権利種別 所有権移転 売買  
譲渡人 \* \* \* \* \*  
譲受人 \* \* \* \* \*  
申請概要 一般住宅敷地の拡張  
転用目的 一般住宅敷地  
判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設  
若しくは公益的施設が連担しているため

申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は自宅に隣接する申請地を取得し、冬期は雪捨て場に、冬期以外は花壇及び家庭菜園として利用するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1番ですが、この件につきましては、行政書士から連絡を受けまして、現地を確認しました。場所は図面のとおり、住宅地ということで、登記上は畑になっていますが、現在耕作されていない感じでした。あとは事務局の説明どおりで私の補足事項はありません。

貝瀬正美委員

整理番号2番ですが、9月23日に現地確認をしまして、申請書どおりであることを確認しました。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。（特になし）

特になしですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番並びに2番について、異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の9ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は2件、10筆、3,858.00㎡です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか6筆	合計3,034㎡
	新地目	原野及び山林		
	申請人	*****		
	非農地の原因	30年以上前から耕作放棄。面積小、急傾斜、不整形。林野隣接の状況。状態は雑草雑木が繁茂。***** *に至っては接道がない状況。耕作不適・耕作不便。		
整理番号2	申請地	*****	田ほか2	合計824㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	30年以上前から耕作放棄。面積小、急傾斜、不整形。林野隣接及び農耕車両通行不能の状況。状態は雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。		

以上、現地の状況から変更同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番並びに2番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## 農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従

前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	3 件
	筆数	8 筆
	面積	7,757.00 m <sup>2</sup>

所有権移転	件数	2 件
	筆数	7 筆
	面積	4,749.00 m <sup>2</sup>

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、14 ページをご覧ください。

整理番号 5-1	所有権を移転する農用地	*****	畑ほか 3 筆
			合計 1,762 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円

整理番号 5-2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 2 筆
			合計 2,987 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 4 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について、事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## 魚沼市農地利利用最適化推進委員の委嘱について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号魚沼市農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

議案書の15ページをご覧ください。

魚沼市農業委員会、農地利用最適化推進委員の委嘱について、委員定数24名を確保するため、湯之谷地域の魚沼市藁和田241番地の星富雄さんを推進委員に委嘱することの決定を求めるものであります。任期は令和5年9月26日から令和8年7月23日までであります。星富雄さんは昭和37年生まれの60歳です。農業に従事し、農業関係団体の勤務経験があり、推進委員の職務を適切に行うことが期待できる方です。以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

この件に関しましては、第2部会、また特に湯之谷地域の中でそれぞれ委員からご足労を願いました。退任された方の後継というようなことで、人選をしていただきました。大変ありがとうございました。

それでは、今報告のありました星富雄推進委員の委嘱について、皆様方の了解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声あり。

大変ありがとうございました。異議なしと認め、委嘱することといたします。ありがとうございました。

## その他

事務局（森山係長）

- ・農地法第3条所有権移転売買について
- ・地区部会の情報共有について
- ・活動記録簿の記入・提出について

議長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきましては、慎重審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は10時00分）

上記会議の内容は、令和5年度第7回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

---

議席番号 番

---

議席番号 番

---